

従業員の卒煙に取り組む事業所を支援します ～鳥取県卒煙支援推進事業補助金～

改正された健康増進法が2020年4月1日から全面施行され、オフィスや事業所も施設類型に応じて敷地内禁煙又は建物内禁煙の受動喫煙防止措置をとることが義務付けられました。

県では、事業所における受動喫煙防止対策、従業員の健康増進を推進するため、従業員の卒煙に率先して取り組む事業所を支援します。

事業名	鳥取県卒煙支援推進事業補助金
対象	受動喫煙防止対策及び従業員の健康増進のために率先して卒煙に取り組む県内企業・団体
補助金額	1事業所あたり上限10万円
補助率	2/3
申請受付時期	事業開始の20日前までに申請してください ※申請が県の予算に達した場合は、受付を終了します。

【取組例】

- 禁煙治療や禁煙補助薬等の購入などに要する従業員の自己負担経費を事業所が負担する。(参考)禁煙治療のために12週通院した場合の自己負担額は、薬剤費を含めて約2万円程度になります。
- 事業所内で卒煙に関するイベントや講習会を開催する。
・・・などの事業所における卒煙支援の取組

【お問い合わせ】

鳥取県福祉保健部健康医療局
健康政策課がん・生活習慣病対策室
電話：0857-26-7769 ファクシミリ：0857-26-8143